

6 持続的な経済成長の実現と産業競争力の強化について

(財務省、内閣官房、内閣府、総務省、経済産業省)

【内容】

- (1) 持続的な経済成長の実現と産業競争力の強化に向け、引き続き、海外の経済情勢や為替の動向を注視した為替・金融政策に加え、経済の好循環の拡大、潜在的な成長力強化などに取り組み、名目GDPを高めることを目指した経済対策を着実に実施すること。
- (2) 消費税引上げが中小・小規模企業の経営に深刻な影響を及ぼすことがないよう、万全の対策を講じること。さらに、引き続き、円滑な消費税転嫁を促す措置を適切かつ確実に実施するとともに、経営基盤強化、経営改善、事業再生、創業等の取組を強力に支援すること。
- (3) 我が国産業の国際競争力の強化、さらには、我が国の成長を牽引する、成長産業・先端技術の中核拠点の形成に向け、本県を対象とする国家戦略特区を推進するため、第1回区域会議において今後追加すべきと位置付けられた事業の早期実施や、近未来技術実証に向けた制度整備などについて、必要な措置を速やかに講じること。
- (4) 自動車取得税の消費税10%時点での廃止を適切かつ確実に実施すること。また、自動車税の環境性能課税導入については、自動車ユーザーの真の負担軽減に資する制度となるよう検討すること。

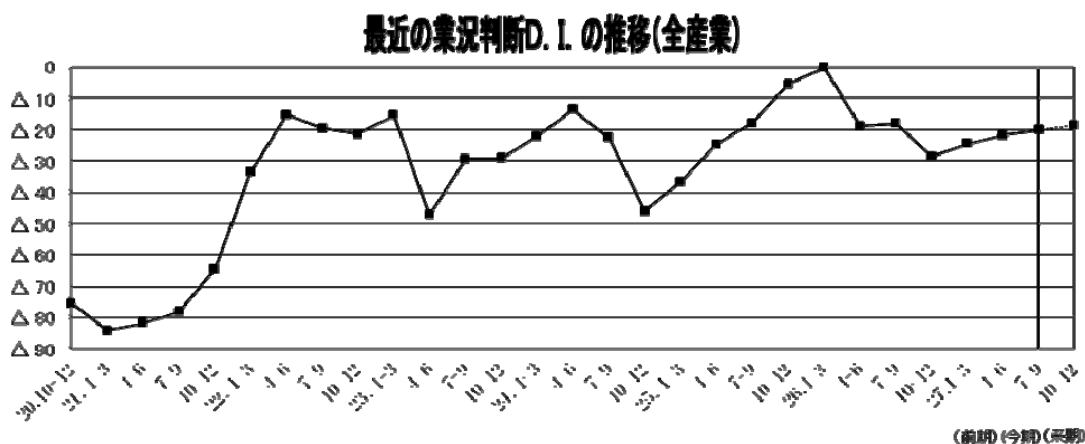
(背景)

- 政府・日銀においては、デフレから本格的な脱却を目指し、「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」及び「民間投資を喚起する成長戦略」が進められてきた。持続的な経済成長を実現するためには、大胆な為替・金融緩和政策に加え、雇用の拡大、賃金の引上げなど消費拡大に繋がる政策を進めるとともに、消費税引上げの影響に適切に対処し、経済を力強い成長軌道に乗せることが必要である。
- 本県が実施した中小企業景況調査では、業況判断D.I.が平成26年10-12月期△28.6、平成27年1-3月期△24.4、4-6月期△21.8、7-9月期△20.1と緩やかな改善が続いている。
- 国家戦略特区について、平成27年8月28日に愛知県を対象とする国家戦略特別区域を定める政令が施行され、正式に国家戦略特区として指定された。これを受けて、平成27年9月8日に愛知県国家戦略特別区域会議(第1回)が開催され、平成27年9月9日には、日本初となる有料道路コンセッションを始め、農業分野・医療分野において規制改革の取組を

行うことを定めた区域計画が認定されたところである。また、第1回の区域会議では、県立愛知総合工科高等学校の専攻科の管理運営の民間事業者への委託及び雇用条件の明確化のための「雇用労働相談センター」の設置について、事業の実施に向け、必要な調整を行い、次回以降の区域会議において結論を得るとされたところである。さらに、近未来技術実証については、自動走行実証プロジェクト、無人飛行ロボット実証プロジェクト、リハビリ遠隔医療・ロボット実証プロジェクトの3つを国に対し提案している。

(参 考)

◇ 愛知県中小企業景況調査結果（平成27年7-9月期）



◇ 区域計画の概要（平成27年9月9日内閣総理大臣認定）

《特定事業の内容》

< 農業 >

- ・ 農地の権利移動の許可事務を市が分担（常滑市）
- ・ 農業生産法人の役員要件緩和の活用による6次産業化推進（常滑市内の2法人）
- ・ 農用区域内に農家レストランを設置（常滑市内の2法人）
- ・ 商工業とともに行う農業に係る資金調達に信用保証協会の保証を付与（常滑市）

< 医療 >

- ・ 保険外併用療養に関する特例を活用し先進医療を提供（県内の2病院）

< その他 >

- ・ 愛知県道路公社が管理する有料道路の運営の民間開放

◇ 今後追加すべき事業の概要（平成27年9月8日愛知県国家戦略特別区域会議）

- ・ 県立愛知総合工科高等学校専攻科の公設民営化
生産現場のニーズに対応した人材の育成に向け、民間が主体となった学校運営の下、現場で活躍する高度な技術・技能を有する人材を民間人のまま、柔軟な給与体系で教職員として登用するなど、国家戦略特別区域法第12条の3に基づき、県立愛知総合工科高等学校の専攻科の管理運営を民間事業者へ委託する。
- ・ 雇用条件の明確化のための「雇用労働相談センター」の設置
雇用条件の明確化等を通じ、新規開業直後の企業やグローバル企業の設立等を促進するため、事業実施者の早期選定を行い、名古屋市内において、弁護士等による高度な個別相談対応等を行う「雇用労働相談センター」を開設する。